

第36回島根地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和6年5月27日（月） 15：00～16：30

2. 場所

島根県オフサイトセンター ※テレビ会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、陸上自衛隊、航空自衛隊
- (2) 関係自治体等 : 島根県、鳥取県、島根県警察本部、鳥取県警察本部
- (3) オブザーバー : 松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、松江市消防本部、松江刑務所、松江少年鑑別所、西日本高速道路株式会社、中国電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 福原推進官、藪本専門官、渡邊補佐、奥山主査、佐田原子力防災専門官

4. 議 題

- (1) 令和5年度 原子力防災訓練について
- (2) 令和5年度 原子力防災に関する取組について
- (3) 令和6年能登半島地震を踏まえた対応について
- (4) その他

5. 配布資料

- ・資料1－1 令和5年度島根県原子力防災訓練実施結果の概要
- ・資料1－2 令和5年度鳥取県原子力防災訓練実施結果の概要
- ・資料2－1 令和5年度島根県における原子力防災に関する取組結果の概要
- ・資料2－2 令和5年度鳥取県における原子力防災に関する取組結果の概要
- ・資料3 令和6年能登半島地震を踏まえた対応
- ・資料4 原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム第1回会合資料

6. 概 要

- (1) 令和5年度 原子力防災訓練について
 - 島根県から、資料1－1に基づき、重点項目に該当する訓練の実施結果、

課題、成果及び防災対策の実効性を高める今後の方針について説明があった。

○鳥取県から、資料1-2に基づき、初めて実施した原子力防災支援基地を活用した運用手順確認及び避難退域時検査用資機材の支援訓練を含む各訓練項目の実施結果及び成果、教訓について説明があった。

(2) 令和5年度 原子力防災に関する取り組みについて

鳥根県から資料2-1に基づき、鳥取県から資料2-2に基づき、令和5年度中の原子力防災に関する取組結果の概要について説明があった。

(3) 令和6年能登半島地震を踏まえた対応について

○内閣府から、資料3に基づき、令和6年能登半島地震を踏まえた対応（志賀地域における被災状況調査、原子力防災対応の強化、原子力災害対策指針及び防災基本計画の修正の方向性、今年度の訓練の考え方）について説明した。

○内閣府から、志賀地域における被災状況調査において、①基本的な避難ルート、②孤立地区の状況、③放射線防護施設の損傷状況の共有とともに、原子力立地地域においては、「複合災害」を想定して「緊急時対応」を取りまとめ、あるいは取りまとめに向けて検討中である旨説明した。

○内閣府から、能登半島地震を踏まえて、これまでの支援を継続しつつ、屋内退避を継続するために必要な支援について、関係自治体の意見を聞きながら検討するなど、原子力防災対応の強化を図る旨説明した。

○内閣府から、今年度の訓練の考え方について、能登半島地震を踏まえて、適度な負荷をかけて行うこと、また、実動訓練についてもシビアな想定を設定した上で、道路啓開などの検討を行ってほしい旨説明した。

○鳥根県から、内閣府に対し、以下の質疑があった。

①鳥根県も半島を抱える立地条件はあるが、当地域においては「緊急時対応」が取りまとめられており、能登半島地震と原子力災害の「複合災害」が起こった場合でも、実動組織の支援があれば避難計画の実行は可能だと考えているが、国の見解を伺う。

②令和6年能登半島地震を踏まえ、複合災害発生時に全国の実動組織等による迅速・的確な支援等を行うために、国としてどのような検討をしているか。

③令和6年能登半島地震発生時における石川県等、地元自治体の対応について、国としてどのように評価しているか。また、良好事例などがあれば共有いただきたい。

④自然災害の発生に伴う救助活動と原子力災害の発生に伴う住民避難については、双方について実動組織の支援が不可欠となるが、国としてど

のような対応を検討しているか伺う。

○これに対し、内閣府から、次のとおり回答した。

- ①について、島根地域では、島根県、鳥取県、関係自治体と内閣府をはじめとする関係省庁との間で議論し、今回の能登半島で発生した地震のような自然災害と原子力災害との複合災害時においてもしっかりと対応できるよう、複合災害が発生した場合の防護措置の考え方、関係自治体や国の対応、実動組織による支援などについて緊急時対応として取りまとめている。
- ②について、不測の事態が生じた場合には、原子力災害対策本部が中心となり、政府をあげて、全国規模の実動組織により必要な支援を実施することとしている。
- ③について、志賀地域における内閣府の調査は、多数の道路寸断や孤立地区の発生など被災状況の実態について確認し取りまとめたものであり、評価しているものではない。この調査結果を踏まえて、志賀地域では原子力防災対応が検討されるものと承知している。一方で、島根地域では既に大規模な自然災害と原子力災害との複合災害を想定して、道路が寸断した場合の避難経路や家屋が倒壊した場合の防護措置を含め、緊急時対応として取りまとめられている。今後、志賀地域における複合災害時における検討について他地域へ共有すべきものがあれば共有していく。
- ④について、複合災害が発生した場合には、国の自然災害に関する対策本部と原子力に関する対策本部が一体となって運用する方針となっており、実動組織については自然災害における救出・救助による活動を優先しつつ、万が一原子力災害が発生した場合には、②の回答と同様、避難が円滑に行えるよう必要な支援を行える体制としている。

(4) その他について

原子力規制庁から、資料4に基づき、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの検討状況（論点、スケジュール等）について説明があった。